

# 様式 1

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市ホテル南郷の利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市ホテル南郷条例
条 項		第 8 条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民生活安全課（電話：048-829-1214）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	<p>（利用の制限）</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ホテル南郷の利用を承認しない。</p> <p>（1）旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>（2）ホテル南郷の設置の目的に反するとき。</p> <p>（3）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>（4）ホテル南郷の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>（5）前各号に掲げるもののほか、ホテル南郷の管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 令和 5 年 12 月 13 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場 合はその理 由）	即日
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		